

在外選挙人名簿登録申請
(在外公館に赴くことができない方に対する特例措置について)

令和4年6月7日

1 特例措置の開始

海外に住んでいて国政選挙に投票するには、在外選挙人名簿登録申請を行い、登録先の選挙管理委員会が発行する在外選挙人証を取得しておく必要があります。

これまで、在外選挙人名簿登録申請に当たっては、申請者本人又はその代理人から当館に申請書類を提出いただき、当館において対面で本人確認を行ってきていましたが、令和4年4月8日から、当館にお越しいただくことなく、ビデオ通話を通じ本人確認を行うという特例措置を新たに開始しました。さらに、皆様の利便性の一層の向上の観点から、申請書類をあらかじめ郵送又は電子メールにて送付していただくことも可能になりました(第三者が代理で提出することでも差し支えありません。)

2 特例措置(ビデオ通話を通じた本人確認)の対象者

この特例措置の対象となる方は次の条件のいずれかを満たす方であって、自宅、滞在先等にビデオ通話を行う環境が整備されており、また、当館へ事前に必要書類を送付することができる方です。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた現地政府による行動制限措置等のため当館に赴くことができない方
- (2) 次の地域にお住まいの方
ダシュハウズ州、レバプ州、バルカン州
- (3) その他在外選挙人登録申請のために当館に赴くことができない特別な事情があると認められる方(事前に当館までご相談ください)。

3 特例措置の手続

(1) 在外選挙人名簿登録のために必要な次のア～エの書類を当館に、郵送又は電子メールにより送付して提出する(第三者が代理で提出することでも差し支えありません。)

ア 在外選挙人登録申請書(下記申請書をご利用ください。)

イ 申請時出頭免除願書(下記願書をご利用ください。)

ウ 旅券身分事項ページ写し

エ 住所確認書類写し(3か月以上前に在留届を提出している場合は不要)

(2) (1)の必要書類が当館に届き次第、当館が申請者本人に連絡し、ビデオ

通話の日時を調整の上、申請者本人とビデオ通話を実施する。

※ビデオ通話では、Microsoft Teams、Cisco Webex 又は Zoom を利用しますので、事前にアプリのインストール等必要な準備をお願いいたします。

※ビデオ通話の際には、申請者の本人確認及び事前に送付した書類の原本確認を行いますので、あらかじめ旅券原本、住所確認書類原本（3か月以内に在留届を提出した場合）を用意願います。

※次のア～ウのいずれかに該当する場合は、申請を受け付けることができないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

ア 申請者の事情でビデオ通話が成立せず、又はビデオ通話により十分に意思疎通を行うことができない場合

イ 申請者本人と連絡が取れない場合

ウ 申請書類を基に本人確認ができない場合や、申請書類の原本性に疑義がある場合

- 4 本年7月には参議院議員通常選挙が予定されております。これから在外選挙人名簿登録申請を行われる場合は、この選挙で在外投票ができるよう、手続を可能な限り早急に進めておりますので、在外選挙人名簿登録申請を希望される方は、可能な限りお早めの申請をお願いいたします。

※ 在外選挙人証の交付までに一定の日数が必要となりますので、あらかじめ御了承ください。

在外選挙人名簿登録申請書

フリガナ		生 年 月 日	性 別
氏 名	姓 名	年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女

署 名 (必ず自署)	
---------------	--

本 籍	<input type="checkbox"/> 都 <input type="checkbox"/> 道 <input type="checkbox"/> 府 <input type="checkbox"/> 県	<input type="checkbox"/> 郡 <input type="checkbox"/> 市	<input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 村
-----	--	--	---

住 所 (外国語表記) [必ず記入]	住所以外の送付先 (在留届の緊急連絡先) (外国語表記) [希望により記入]
この欄は、在留届の「在留地の緊急連絡先」において、選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受け取ることを希望する場合のみ、当該「在留地の緊急連絡先」を書いてください。	

Name _____ Address _____	Name _____ Address _____
-----------------------------	-----------------------------

(上記「住所」欄及び「住所以外の送付先」欄は、選挙管理委員会から郵便物を送付する際にそのまま転写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に枠内に書いてください。また、_____の上には、氏名を忘れずに書いてください。)

住 所 (カタカナ表記)	国	<input type="checkbox"/> 州 <input type="checkbox"/> 省 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> 郡 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/>
-----------------	---	--	--

経由領事官の名称 (申請先)	<input type="checkbox"/> 大 使 <input type="checkbox"/> 総領事 (領事事務所)	左の領事官の管轄区域内 に住所を定めた年月日	年 月 日
-------------------	---	---------------------------	-------

最終住所地から 転出した年月日 (外国への出国日等)	年 月 日	左の転出に係る住民基本 台帳法上の届出(市町村へ の住民票の転出届)	<input type="checkbox"/> 行った
----------------------------------	-------	--	------------------------------

日本で住民票に 記載されていた 最 終 住 所	<input type="checkbox"/> 都 <input type="checkbox"/> 道 <input type="checkbox"/> 府 <input type="checkbox"/> 県	<input type="checkbox"/> 郡 <input type="checkbox"/> 市	<input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 村
-------------------------------	--	--	---

公職選挙法第30条の5の規定により、必要書類を添え、在外選挙人名簿の登録を申請します。

_____年 月 日

都道 市区
府県 町村 選挙管理委員会委員長 殿

連絡先	電話番号(※)	FAX番号(※)	メールアドレス
-----	---------	----------	---------

※日本国内からも連絡がとれるように「国番号－地域番号－電話番号(FAX番号)」の順に記入してください。

注 意

- 1 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名を正確に書いてください。
- 2 「署名」欄は、必ず自分で書いてください。
- 3 「性別」欄は、いずれかの該当する□に✓をつけてください。
- 4 「住所（外国語表記）」欄及び「住所以外の送付先」欄は、当該地域内の郵便等において通常用いられている外国語文字で書いてください。ただし、国名については英語（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書いてください。
- 5 「住所（カタカナ表記）」欄は、住所の属する行政区域名をカタカナ（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書き、該当する□に✓をつけてください。
- 6 投票用紙等は、「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付されます。「住所以外の送付先」欄に記載がない場合は、住所に送付されます。
- 7 申請後において投票用紙等の送付先を変更する場合には、住所を管轄する在外公館まで届け出る必要があります。
- 8 「経由領事官の名称（申請先）」欄は、この申請書を提出する領事官の名称を書き、該当する□に✓をつけてください。また、領事事務所である場合には、併せてその名称を書いてください。
- 9 「最終住所地から転出した年月日（外国への出国日等）」欄は、実際に最終住所地から転出した年月日を書いてください。正確に記憶していない場合は、おおよその時期（何年何月頃）を書いてください。
- 10 「左の転出に係る住民基本台帳法上の届出（市町村への住民票の転出届）」欄は、住民基本台帳法第24条に基づき転出者に義務づけられている届出（転出届）を行った場合は、□に✓をつけてください。なお、当該届出を行っていない場合は、在外選挙人名簿に登録されないことがありますのでご注意ください。
- 11 「日本で住民票に記載されていた最終住所」欄は、平成6年（1994年）5月1日以降において、日本国内で住民票に記載されていた最終住所を書いてください。なお、平成6年4月30日以前に最終住所地から転出された方は、本籍地に登録されますので書く必要はありません。
- 12 申請の宛先となる選挙管理委員会委員長は、次のとおりです。
 - (1) 平成6年5月1日以降に転出された方 最終住所地の選挙管理委員会委員長
 - (2) 平成6年4月30日以前に転出された方 本籍地の選挙管理委員会委員長

特記事項

申請時出頭免除願書

年 月 日

在トルクメニスタン日本国大使

在外選挙人名簿登録申請者氏名 _____

私は、下記のとおり、在外選挙人名簿登録申請に当たり、在外公館等への出頭が困難であるため、在外公館等への出頭を免除願いたく、申し出ます。

1 在外公館への出頭が困難な理由

2 同封書類（（１）～（３）は必須。（４）は在留届を３ヶ月以上前に提出している場合は不要。）

- （１）在外選挙人名簿登録申請書（原本）
- （２）申請時出頭免除願書（原本） ※本書類
- （３）旅券等写真付き身分証明書（写し）
- （４）住所確認書類（写し）

3 ビデオ通話希望日時

（１）第一希望

月 日 時 分 ～ 時 分

（２）第二希望

月 日 時 分 ～ 時 分

（３）第三希望

月 日 時 分 ～ 時 分

4 希望するウェブ会議システム

Microsoft Teams

Cisco Webex

ZOOM